

12月から3Dプリント義歯が保険導入に

2025年12月1日から、クルツァー社の3Dプリントによる義歯が保険適用された。販売名は「ディーマプリントデンチャー」の「ティース」および「ベース」である。

中医協に提出された資料の図によれば、3Dプリント総義歯の製作方法は、通常通りに印象採得、咬合採得を行った後、模型をスキャンし、CADで設計後、人工歯部と床部をそれぞれ3Dプリンターで製作し、接着して仕上げることになっている（図）。

【図】中医協総会（2025年11月12日）提出資料より抜粋



したがって、点数を算出する元になる償還価格は、人工歯部と床部、それぞれに設定されており、人工歯は1歯あたり59円、床部は2026円となっている。また、技術料は、既存の総義歯の技術料である2420点が準用される。

今回、保険適用となるのは総義歯のみであるから、既存のレジン床と点数を比較してみると次のようになる（表）。表中の、レジン床の人工歯の点数は、硬質レジン歯の前歯58点、臼歯73点を合算したものである（※1）。また3Dプリント義歯の人工歯の点数は $59\text{円} \times 14\text{歯} = 83\text{点}$ （※2）、義歯材料の点数は $2026\text{円} = 203\text{点}$ （※3）としたが、11月20日時点では正確な点数は示されていないので、12月に算定される際は、レセコン等で確認されたい。

以下は、3Dプリント義歯の算定要件である。

- ・液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置を用いて、関接法により製作する。
- ・再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。

- ・3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いること。
- ・医療機関内に製作装置が設置されている場合は、歯科技工士が配置されていること。
- ・医療機関内に製作装置が設置されていない場合は、装置が設置されている歯科技工所との連携が確保されていること。なお、この場合、使用した当該装置名及び歯科技工所名をカルテに記載すること。

その他として、次の点についても留意が必要。

- ・カルテ及びレセプトでの略称は「3DFD」
- ・印象採得、咬合採得、装着、仮床試適について、通常通りに算定する。
- ・修理は、通常通り、総義歯修理の点数を算定する。なお、3歯以上の3Dプリントによる歯冠部用材料は算定できるが、他の材料料は別に算定できない。
- ・リベースを行う場合は硬質材料を用いた上で、「有床義歯内面適合法1の口 総義歯」により算定する。

以下は、私見だが、診療室【表】

	レジン床 総義歯	3Dプリント 義歯
技術料	2420	2420
材料料	10	(※3) 203
装着料	230	230
人工歯	(※1) 131	(※2) 83
合計（点）	2791	2936

なれば、実際の製作は大きな技工所に集約されていくと思われる。

また、歯科技工士の配置が要件になっていて、歯科技工士への一定の配慮がされたことは歓迎したい。ただし、将来、3Dプリント義歯が局所義歯にも拡大され、義歯に限らず、他の補綴物でも利用できるようになれば、当然、医療機関内で製作する希望が増してくる。その際、歯科技工士の配置要件が足かせとなる可能性も否定できない。その観点から、今回、施設基準の届出が不要となっていることは良かったかもしれない。

（黒木正也記）